

新里 宏二
(にいさと・こうじ)
弁護士

2012年4月、国民生活センターの「東日本大震災」で寄せられた消費生活相談事情（第6報）では、2011年3月11日から翌年3月10日までの1年間の相談件数は3万3166件となっていて、相談件数の6割が震災から3カ月になされていた。震災から1カ月から3カ月までの被災4県（青森、岩手、宮城、福島及び茨城）では、「不動産賃貸」「工事・建築」及び、「借金返済ができない」との「フリーローン・サラ金」の相談、「他の行政サービス」が続く。7カ月から

9カ月のところで6位に「住宅ローン」が入っている。

日弁連の相談分析は消費者問題との範疇を設けていないこともあり、必ずしも比較が正確にできないとしても、行政情報、不動産賃貸借の相談は両者において多くを占めている。避難所での相談で明らかな通り、二重ローン問題の相談は弁護士会に多く寄せられたといえる。

4. 相談から制度提言を—

二重ローン問題

2011年4月6日、宇都宮健児日弁連会長は、岩手での視察後の盛岡市内での記者会見で、宮古・釜石の状況をふまえ、「被災地に夢や希望を与える平成の徳政会的施策が必要だ」と述べた。これが、またたく間に電子版で全国に流れる。日弁連は被災相談を制度提言するために活動していった。

二重ローン問題（地震・津波により、自宅を失い、住宅ローンだけ残り、新しいローンを組むと二重ローンとなる）は被災者の生活「再建」と被災地域や社会全体の「復興」を成し遂げる課題であった。従来型の法的整理のみで対応するのではなく、立法措置等により、簡易かつ将来の生活に障害となら

ない救済スキームが必須であると考えたことによる。

5. 個人版私的整理ガイド

ライン

日弁連は、2011年4月19日、当時の枝野幸男官房長官に対し、「東日本大震災に関する一次緊急提言」を提出し、精力的に二重ローン問題の解決を求めた。

同年7月22日に「個人版私的整理ガイドライン」を金融庁が金融業界に働きかけ、私的整理の準則ができる。

- その特長は
- ① 破産によらず、債務を減免できること。
 - ② 弁護士等登録専門家の支援が無料で受けられること。
 - ③ 自由財産として一定額（500万円＋α）残せること。

6. 運用の問題

しかし、個人版私的整理ガイドラインは期待をよそに、成立実績は当初の5000件程度との目標を大きく下回り、1500件程度にとどまった。

2011年8月22日の運用開始前に、住宅ローンについてリスキを行っていたことがその大きな要因となった。

さらに、利用する人の収入要件が一定運用の中で拡大したものの730万円以下、負債比率40%（住宅ローンの年間支払額＋家賃の1年分／年収）以上等、使い勝手の悪さがあったといえる。

7. 自然災害債務整理ガイド

ライン

東日本大震災向けの個人版私的整理のガイドラインは、2015年9月から、熊本地震を受け、自然災害債務整理ガイドラインとして災害救助法が適用される災害全般に適用対象を拡大することになった。

同ガイドラインでは、特定調停で債務の減免がなされる仕組みとなったが、基本的な仕組みは引き継がれた。

個人版私的整理ガイドラインより運用が柔軟となったともいわれていることは、熊本県弁護士会の先生方の尽力によるところ大である。

8. コロナ版ローン減免制度

2020年4月頃より仙台弁護士会はコロナ禍においても、自然災害ガイドラインの対象に加えるべきであると会長声明を出し、金融庁などへ要望していた。2020年10月31日、コロナ禍に

より収入が減少し返済が不能ないし困難となった個人及び個人事業者を対象とする自然災害債務整理のガイドラインの特則が策定された。同年12月1日より、通称「コロナ版被災ローン減免制度」として、同ガイドラインの特則として運用されることとなった。

自然災害と異なり、建物の崩壊が考えられないこともあり、自由財産について破産と同様99万円とし、運用で広げることが期待されるといえる。

また、対象債務も基準日である2020年2月1日以前の債務と、2月1日以降10月30日（新ガイドラインが策定された日）の間のコロナの関係で借り入れた債務とされた。既に登録専門家の選任事業も100件程度となり、極めて好調な出だしとなっている。

9. まとめ

東日本大震災の被災現場から出上がった個人版私的整理ガイドラインが、熊本地震の被害を受け、自然災害債務整理のガイドラインと一般化し、さらにコロナ禍にも適用を拡大した。多くのコロナ禍で生活に困窮する人々の光明になることを期待し、東日本大震災の消費者相談の私なりの総括としたい。